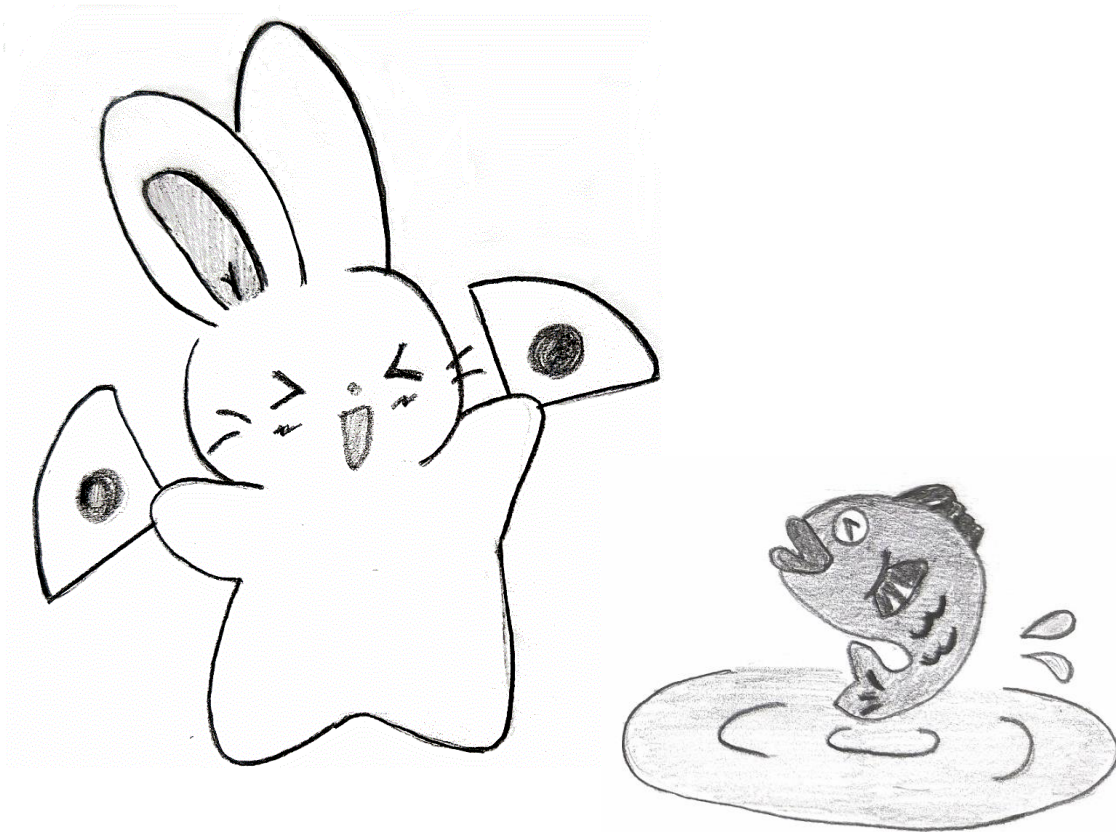


すべての子どもたちに
いきいきとした放課後を！

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
2024年度総会 議案書



日時 2024年10月6日(日)10時～

場所 市民活動センター 4階会議室(4)

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会

<http://gakudou.kids.coocan.jp/>



2023年度 活動報告

2019年度から始まったトライによる運営は多くの問題をもたらしました。「欠員を解消する」と言った市の約束は果たされず、常勤支援員は社協時代以上に不足した状態が続いており、少ない人数の中で必死に現場を守っている指導員の力で何とか持ちこたえています。

そのような状況を放置したくないという思いから、父母有志と春日部労連のメンバーを原告とした訴訟を起こしてから3年。本年5月には結審となりましたが、残念ながら訴えは棄却されました。その間にも、常勤支援員複数配置という約束は果たされず、2023年に実施された次の指定先公募の条件からは、常勤支援員複数配置の要求は削除され、「一人は短時間勤務でも良い」「複数人の継ぎはぎ勤務でも良い」という内容に変わってしまいました。保育環境を維持するための人員配置ですが、明らかに後退してしまいました。

私たちは本来、父母会の情報交換と意見交換を通じ、この異常な事態をいかにして改善してゆくかを考えてゆかなければならないはずですが、しかしながら、社協時代からも行われていた「現役父母以外の主催する団体は当事者ではない」という理由による、本会の保育現場からの締め出しがトライ以降も更に厳しくなり、今まさに子供を預けている父母たちの声を集める活動ができない状態が続いています。

この状況の中で、私たちは「一般市民の声」としての活動に軸足をシフトせざるを得ず、訴訟の経過も注視しながら、連携して市民レベルでの啓蒙活動を展開しています。

以下、昨年度1年間の活動を振り返ります。

日程	項目	概要
2023年6月18日（日）	総会	2022年度活動報告、会計報告 2023年度活動計画、予算
2023年6月21日	第10回公判	
2023年7月26日	第11回公判	
2023年9月27日	第12回公判	
2023年10月22日	第1回事務局会議	訴訟経過、県連協活動について報告
2023年12月13日	第13回公判	
2024年2月28日	第14回公判	
2024年5月22日	結審	原告の訴え棄却される。弁護団は即時に控訴を決定。
2024年6月23日	岩手県連協総会	訴訟の経過と春日部の状況について報告
2024年6月30日	春日部母親大会	訴訟の経過と春日部の状況について報告

<その他>

- ・県連協の企業参入交流会（隔月開催）にて、訴訟経過について報告。

2023年度決算報告

(会計年度2023.4.1～2024.3.31)

[収入の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	5,000	1,000	-4,000	協賛金
諸収入	0	50,000	50,000	特別会計より引出し
繰越金	8,986	8,986	0	2022年度繰越金
合計	13,986	59,986	46,000	

[支出の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考	
会議費	総会費	0	0	0	
	会場費	15,000	16,708	1,708	会場費
	保育費	0	0	0	
	その他	0	818	818	茶菓子代
宣伝費	ホームページ利用料	5,940	5,940	0	ホームページ利用料
活動費	会費・参加費	20,000	18,684	-1,316	保育誌、母親大会参加費
事務費	事務・通信・印刷費	10,000	2,000	-8,000	印刷費、郵送費
予備費	その他	0	0	0	
合計	50,940	44,150	-6,790		

収入合計 59,986 円 - 支出合計 44,150 円 = 15,836 円
 ※ 残金 15,836 円は次年度に繰り越します。

[特別会計]

収入) 2022年度繰越金	654,514	支出) 本会計補填	50,000
利息	6		0
	654,520		50,000

収入合計 654,520 円 - 支出合計 50,000 円 = 604,520 円
 ※ 残金 604,520 円は次年度に繰り越します。

以上のとおり会計報告をします。

会計委員

山岸あさ美



< 監査報告 >

通帳・帳簿ならびに領収証等を照合した結果、会計報告の通りであることを確認しました。

会計監査

石井洋子



2024年度活動計画（案）

1) 活動目的

私たちの活動の目的は、放課後の子どもたちの安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくことです。この目的は、たとえ運営主体が変わったとしても、私たち父母が継続的に求め続けていかなければならないものだと思います。子どもたちの生活が豊かで安心なものであるためには、必要なスタッフを必要数配置する事はもちろん、質の高い保育を実践するために十分な環境と人材の育成を継続的に行っていかなければなりません。そういう意味で私たちは、未来の春日部の子どもたちの放課後生活を左右する局面に立っており、責任を負っているとと言えます。

私たちは、考えられる様々な手段を駆使して情報を収集し、現状の問題を検証し、少しでも改善させるための活動を続けていかなければなりません。そのためには、春日部の学童保育の現状をより深く理解し、広く多くの方に知ってもらおう努力をする必要があると思います。その一つとして、裁判に至った経緯やその経過についても、できる限り多くの方に周知し、理解を求めていきたいと思っています。

2) 2023 年度 活動予定

日程	項目	概要
2024年9月22日	第1回事務局会議	総会準備
2024年10月6日	総会	2023年度活動報告、会計報告 2024年度活動計画、予算
2024年11月（未定）	第2回事務局会議	控訴審第1回口頭弁論の要旨確認
2024年11月28日	控訴審第1回公判	原告側口頭弁論
2024年3月（未定）	第3回事務局会議	次年度に向けた計画
2024年4月（未定）	第4回事務局会議	総会準備
2024年5月（未定）	総会	

※会議日程は、現時点で洋装される日程を記入していますが、実際の状況・都合によって変更になる場合があります。

※事務局会議は、必要に応じて適宜開催します。表に記された日程はおおよその目安です。

2024年度予算(案)

(会計年度2024.4.1~2025.3.31)

[収入の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考
会 費	1,000	5,000	4,000	協賛金
諸 収 入	50,003	50,000	-3	特別会計より補填
繰 越 金	8,986	15,839	-6,853	2022年度繰越金
合 計	59,989	70,839	10,850	

[支出の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考	
会 議 費	総会費	0	0	0	
	会場費	16,708	15,000	-1,708	会場費
	保育費	0	0	0	
	その他	818	0	-818	
宣 伝 費	ホームページ利用料	5,940	5,940	0	ホームページ利用料
活 動 費	会費・参加費	18,684	20,000	1,316	保育誌、県連会費、参加費
事 務 費	事務・通信・印刷費	2,000	10,000	8,000	印刷費、通信費、文具
予 備 費	その他	0	19,899	19,899	
合 計	44,150	70,839	26,689		

添付資料

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 規約

第1章 総則

第1条 名称

この会は、春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会という。（以下「本会」という。）

第2条 目的

本会は、放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくことを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子どもたちの豊かな放課後生活を実現するため、安定的かつ継続的な保育環境を実現する。
2. 保育内容の充実及び向上を図るため、会員相互の交流を図る。
3. 他地域の学童保育情報を会員で共有する。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 構成

本会は、以下で構成される。

1. 会員 春日部市内の放課後児童クラブ父母会。
2. 賛助会員 上記以外で、目的に賛同する個人。

第2章 機関

第5条 機関

本会に、次の機関を置く。

1. 総会
2. 代表者会議
3. 事務局

第6条 総会

総会は、本会の最高決議機関であり、会員および賛助会員で構成し、原則として年1回開催する。ただし、代表者会議が必要と認めるときは、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。尚、賛助会員は総会への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第7条 代表者会議

代表者会議は、会員および賛助会員で構成する。代表者会議は、総会に次ぐ決議機関であるとともに、本会の執行機関であり、必要に応じて年間数回開催する。尚、賛助会員は代表者会議への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第8条 決議

総会および代表者会議の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第9条 事務局

2020 総会議案書 添付資料

事務局は、会員メンバーおよび賛助会員により構成し、本会の目的を達成するために、企画、立案、情報収集、連絡、会計等の事務処理を行う。

第3章 役員

第10条 役員

本会に、次の役員を置く。

1. 代表 1人
2. 事務局長 1人

第11条 役員の任務

1. 代表は、本会を代表し、会の円滑な運営を進める。
2. 事務局長は、事務局を統括し、会の活動を推進するための実務を行う。

第12条 役員の選出方法

本会の役員は、代表者会議で推薦し、総会の承認を受ける。

第13条 役員の任期

役員の任期は、総会から翌年の総会までの1年とし、再任を妨げない。

第14条 役員の補充

役員に欠員が生じたときには代表者会議の承認を得て補充できる。但しその任期は前任者の在任期間とする。

第5章 会計

第16条 運営経費

本会の運営経費は、協賛金その他の収入をもって充てる。

第17条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第18条 会計監査

会計監査は、事務局員以外から選出し総会の承認を受ける。会計監査は、本会の経理状況を監査し、代表者会議・総会に報告する。

第6章 付則

第19条 規約の改正

この規約は、総会の決議により改正することができる。

第20条 細則

この規約の実施に必要な細則は、別に定める。

第21条 発効

この規約は、2008年2月24日から発効する。

改正履歴

2011年5月15日 一部改正

2015年5月17日 一部改正

